

## 令和元年6月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和元年6月24日（金）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者  
教育長 大場 健哉  
教育長職務代理者 遠藤 一幸  
二番委員 高橋 明子  
三番委員 荒明 美恵子  
四番委員 大森 佳彦
- 4 出席職員  
教育部参事 佐藤 健志  
教育総務課長 大瀧 浩信  
学校教育課長 五十嵐 博也  
生涯学習課長 田部 一  
文化課長 植村 泰徳  
中央公民館長 栗城 由紀  
学校教育課長補佐 佐藤 茂雄  
生涯学習課長補佐 田中 勲  
生涯学習課長補佐 高橋 淳  
文化課長補佐 鈴木 美智子
- 5 閉 会 午後0時02分

令和元年6月教育委員会定例会

日 時 令和元年6月24日(月) 午前10時

会 場 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告

(2) 教育長の報告

報告第6号 共催及び後援等の承認について

6 承認事項

承認第1号 喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)について

7 審議事項

議案第9号 指定管理者再選定に係る募集要項・業務仕様書及び募集公告  
について

議案第10号 喜多方市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱及び任命  
について

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

・第46回東北総合体育大会ボート競技大会役員の委嘱について

9 連絡事項

(1) 令和元年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)について

10 閉 会

教育長                   おはようございます。

皆さんおそろいでございますので、ただいまより令和元年6月の教育委員会の定例会を始めてまいりたいと思います。

開催時刻ですが、午前10時ちょうどということで、お願いいたします。

続いて、会期の決定についてお諮りをいたします。

会期につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長                   では、異議なしということでございますので、会期については本日1日といたします。

続いて、3番の書記の指名のほうに移りますが、書記につきましては、本日は大瀧教育総務課長を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長                   それでは、異議なしということでありますので、書記については大瀧教育総務課長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

続いて、4番、会議録の承認を取り上げますが、お手元に4月の教育委員会定例会の議事録が行っていると思うんですが、このことについて何か、加除訂正も含めてですが、ありましたらお願いいたします。

教育長                   よろしいですか。

では、異議なしと認めますので、会議録についてはお手元のその資料のとおり承認することといたします。

続いて、報告事項のほうに移ります。

最初に、行事等の報告について事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長           それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回の5月の定例会の開催日5月10日から昨日までの行事等につきまして、記載のとおり20件の行事がございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載してございますので、説明は省略させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

教育長                   ただいま、事務局から説明ありましたが、1ページのとおりであるということではありますが、ごらんいただきまして何かご意

見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、この行事等の報告、1 ページありますが、このとおり承認するということによろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、行事等の報告については、1 ページのとおり承認されました。

続いて、教育長の報告ということで、報告第6号共催及び後援等の承認についてであります。ここについて事務局から説明お願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第6号について説明させていただきますので、2 ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、5月の定例会以降、共催を8件、後援を30件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容につきましては、各所管課から説明させていただきます。

学校教育課長

3 ページごらんください。

まず共催について学校教育課分申し上げます。

1 番、第62回福島県中学校体育大会耶麻管内支部予選会が5月8日から6月5日まで、あいづ陸上競技場ほかで開催ということです。

その下、第62回福島県中学校体育大会会津地区予選大会兼第67回全会津中学校体育大会。5月15日から9月5日まで、あいづ陸上競技場ほかということとなっております。

後援につきましては、5 ページからごらんください。事業名、第26回わんぱく相撲あいづ場所、5月19日日曜日、あいづ相撲場、これは小学生対象になります。

6 ページになりますが、福島県立喜多方高等学校吹奏楽委員会第22回定期演奏会、6月9日、喜多方プラザ文化センターせせらぎホールで開催。

一番下になりますが、第8回食育フォーラム、6月22日土曜日、松山公民館の松楽館になります。

9 ページ、T B C・T U F こども音楽コンクール会津地区大会、こども音楽コンクール東北大会、会津地区大会が8月24日、25日、東北大会が10月13日と14日、会場が会津地区大会が喜多方プラザ文化センター、東北大会が郡山市民文化センターになります。

ページの一番下、第22回MOA美術館全会津児童作品展、10月26日から27日、会津若松市北会津公民館で開催になります。

次のページ、第27回ウイルソンビル市短期研修派遣事業、10月下旬、全11日間になります。中学生対象でアメリカ合衆国オレゴン州ウイルソンビル市になります。

それから、第56回喜多方市発明展、11月9日土曜日、押切川公園体育館にて。

最後になりますが、「学校教育貢献事業」はがきの書き方教室支援事業、通年ですが、各小学校で開催ということになります。

学校教育課は以上です。

生涯学習課長

生涯学習課関係で申し上げますので、3ページにお戻りください。

生涯学習課所管の共催6件、後援15件についてご報告を申し上げます。

なお、事業名から内容がご推察いただけると思うものにつきましては、説明を省略させていただきます。

まず、共催の3番でございます。令和元年度体力・運動能力調査でございます。これは、20歳以上の市民の方を対象といたしまして実地しております。参加実績が22人でございます。内容は、握力や上体起こし、前屈、反復横跳び、20メートル走、立ち幅跳びなどの検査を受けまして、ご自身の体力を確認していただくというものでございます。開催日以下は記載のとおりでございます。

次に、共催の4番目、第65回福島県高等学校体育大会（ボート競技）でございます。参加実績は9校でございます。開催日以下は記載のとおりでございます。

3ページの一番下でございます。5番、第72回福島県総合体育大会県民スポーツ大会喜多方市予算大会兼耶麻方部大会でございます。これは、喜多方市の種目といたしましては、テニス、バドミントン、家庭バレーボール、壮年ソフトボールが本市で開催をされました。参加実績は142人ございました。開催日以下は記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

6 番、第12回喜多方シティレガッタでございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

7 番、第69回全会津総合体育大会の射撃でございます。全会津総合体育大会でございますが、全21種目、陸上や野球、テニスなどでございますが、全21種目の競技が行われまして、本市は射撃の会場となっております。開催日以下、記載のとおりでございます。

8 番、飯豊山チャレンジでございます。これにつきましては、対象は中学生でございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

次に、後援を申し上げます。

後援の 9 番と10番は同時開催でございます。第65回福島県高等学校体育大会の県南地区ボート競技大会、10番につきましては、会津地区の大会で、これもボート競技大会でございます。県南地区は参加校 2 校、会津地区は参加校 7 校でございます。

次ページをお願いいたします。

5 ページ、上から 2 つ目、12番、全会津学生強化卓球大会でございます。これは全会津の高校生を対象に卓球の技術力、競技力の向上を目的として開催しているものでございます。参加実績 130人でございます。開催日以下、記載のとおりです。

5 ページの一番下でございます。15番、令和元年度ひめさゆりグラウンド・ゴルフ大会でございます。対象は20歳以上の愛好者が対象で大会を開催されました。参加実績160人でございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

16番、第 2 回喜多方市長杯パークゴルフ大会でございます。これは参加実績50人で行われました。開催日以下、記載のとおりでございます。

一つ飛びまして、18番、第 2 回会津地区パークゴルフ大会でございます。参加実績89人でございます。開催日以下は記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

7 ページの一番上、21番、令和元年度喜多方市長杯、これは野球大会でございます。これは、喜多方の野球協会に登録されている 9 チームの参加での参加ということでございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

24番、第16回白虎杯還暦、これは65歳以上の方が対象でござ

います、軟式野球大会でございます。参加チーム24チームを予定ということで、開催日以下、記載のとおりでございます。なお、会場でございますが、押切川公園野球場ほかとなっておりますが、ひばりが丘球場、河東野球場、鶴沼野球場などで同時に開催を予定しているところでございます。

8 ページをお願いいたします。

一番上、26番、第15回喜多方レトロ横丁でございますが、これは開催日以下、記載のとおりでございます。

一つ飛びまして28番、全国青年ボランティア・アクション in 福島でございます。これはボランティア体験を通しまして思いやりの心、自主性などの人間性を育むことを目的に公益財団法人修養団が開催している事業でございます。対象は中学生、高校生以上の青少年でございまして、開催日7月29日から8月3日ほかとなっておりますが、2回開催されます。2回目は令和2年3月31日から4月5日にかけて予定をしております。各回とも25人の募集ということで、その内容でございますが、ボランティアの基本や心構えの講義、福祉施設を訪問して入所者との交流などが計画されてございます。喜多方市の施設は2施設を訪問するとの計画でございます。住所以下は記載のとおりでございます。

29番、喜多方発21世紀シアターでございますが、これは開催日以下、記載のとおりでございます。

30番、檜原湖畔子ども自然体験キャンプでございますが、これも公益財団法人修養団主催の事業でございまして、自然の中の共同生活を通しまして、自然愛護、相手への思いやり、チャレンジ精神、忍耐力など豊かな人間性を育むことを目的として開催をするものでございます。対象は高校生以下80人を予定しているということで、内容でございますが、五色沼のハイキング、野外炊飯、星空観察などが計画されてございます。会場以下、記載のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

31番、平成31年度、申請の段階で平成31年度と記載されてございましたので、そのとおりここに事業名として記載をいたしました、平成31年度福島県高等学校新人体育大会会津地区大会でございます。会津管内の各地で17競技が開催されます。喜多方ではソフトボール、卓球、ボートの3競技が開催される予定でございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

一つ飛びまして、33番、第48回白虎杯卓球大会でございます。

これは、卓球の競技力、技術力の向上と参加者の交流を目的に開催するもので、対象は小中学生がメインでございますが、高校生や一般の方もオープンの部で参加が可能です。全てチーム戦競技で小中学生1チーム3から6人の登録、参加見込みは50チームということで開催予定でございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

その下、34番、第31回福島県養護軽費老人ホーム・ケアハウス連絡協議会輪投げ大会でございます。これは、輪投げ大会を通して、県内各施設の親睦交流、高齢者の福祉向上を目的に開催をしているものでございます。参加は27施設で、市外は2施設の参加予定となっております。開催日以下、記載のとおりでございます。

文化課長

生涯学習課は以上です。

それでは、文化課の後援の部分をご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

文化課、ナンバー13から7件ございますが、事業名とその内容についてご説明申し上げ、開催日以下については省略をさせていただきます。

まず、ナンバー13、文部科学大臣杯第15回小学校将棋団体戦喜多方市代表選考会であります。これにつきましては、日本将棋連盟主催の将棋大会で、全国大会へとつながる市内の予選会であります。3人一組の団体戦ということであります。

次に、ナンバー14、「わが町の歴史を調べてみよう」作文・小論文コンテストであります。これは、自由民権運動や自由民権運動喜多方事件、これらについて自ら調べて地域の歴史を学ぶということ、それから、中学生、高校生の文章表現力の向上を目的に実施をされるものであります。

続きまして、6ページ、下から2番目、ナンバー19、第163回例会「おはなしくじらのおもちやばこ」であります。これは、けんけんくじらというお一人の方の劇団員による昔話などを含むお話会となっているところでございます。

次ページ、7ページをお願いいたします。

ナンバー22、KITAKATAアートフェス2019～見て、聞いて、感じてつながる！仲間たちの輪～であります。これは、さまざまなアート体験を通して、福島県内のNPOや市民団体への理解、傘下の場を広げることを目的として実施をされる事業であります。

その下になります。ナンバー23、劇団きらく座旗揚げ10周年記

念事業であります。これは、この劇団が旗揚げから10周年を記念をしてワークショップと演劇の上演が行われるものであります。

一番下、ナンバー25になります。野口英世記念ふくしま国際音楽祭2019であります。これは、本市を含む県内7カ所で開催をされる音楽祭でありまして、世界各地及び国内のアーティストが参加する音楽祭となっているところであります。

続きまして、8ページ、上から2番目、ナンバー27、酒蔵コンサートであります。これは、喜多方市出身のソプラノ歌手佐藤静佳さんとピアニストの渡邊美佳さんの2人によるコンサートという内容となっております。

以上であります。

教育長

ありがとうございました。

共催が8件、それから後援が30件ということでありました。今、説明ありましたが、ここの内容についてご意見、ご質問はございますか。

よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

特にご意見、ご質問ないということですので、この8件の共催と30件の後援、このとおり承認するというご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、このとおり承認することといたします。

続いて、6番の承認事項を取り上げたいと思います。

ここに書いてあるのは、承認第1号ということで、喜多方市小中学校適正規模適正配置基本方針（案）についてということですが、まず初めに、説明の前にここについて加筆訂正等ありましたら、ありますか。

教育総務課長

加筆訂正等はありませんのでよろしくお願いいたします。

教育長

はい、わかりました。

では、内容の説明を事務局よりお願いいたします。

学校教育課長

では、11ページごらんください。

承認第1号喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針（案）の承認について。

パブリックコメントを実施する喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針（案）について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理して決定しましたので、同規則第3条第2

項の決定に基づき報告し承認を求めるものでございます。

この小中学校の適正規模適正配置に関する基本的な考え方を整理しました基本方針につきましては、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、廃止に関することとして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育長への事務委任はできない事務になるものと考えております。従いまして、本日報告をし、承認をお願いするパブリックコメントを行う基本方針の案につきましては、本来、教育委員会の会議に諮って決定すべきものでありますが、この基本方針案につきましては、7月から8月にかけてパブリックコメントを予定しております。その前に市議会の全員協議会において説明する必要があり、その手続き等に要する日程の関係から6月5日の審議会以降、6月議会の開催もあり、その間に教育委員会の会議を開くいとまがございました。よって、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して決定したものでございます。

教育長が臨時に代理して決定した案件でありますので、規則に従い本日の定例会において報告し、承認をお願いするものであります。

それでは、内容をご説明申し上げます。

喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針（案）について、前回の総合教育会議以降変わったところなどを赤字にしておりますので、そちらを説明用の資料として使わせていただきます。

主なところを申し上げます。

5番の適正規模適正配置の基本的な考え方の中で、14ページからご覧ください。「豊かな人間関係を育むことができるような環境をつくるために」ということで、前は「固定化されない」ということでここに記述しておりましたが、否定的な表現でもあり、誤解も生むようなところもありましたので、審議委員会の中でご意見をいただきまして、できるだけ肯定的な表現に直したものであります。

それから、次のページの15ページになりますが、適正規模適正配置の基本的な考え方ということで、これで決まりなんだろうという誤解も生みやすいというご意見もいただきましたので、そうではないということで、補足的に、「これは理想としつつ、次の事項にも配慮しながら」というところをここに書いております。

その下の配慮点なんです、項目立ててより具体的にどういう配慮点なのかというのをわかるようにしたものになります。「子どもたちの学校生活や地域との関わりなど関する配慮点」、それから、「その他望ましい教育環境を整えるための配慮点」ということで、配慮点につきましてはこのように項目立てたものになります。

以上が前回総合教育会議でのご説明申し上げたところと変わった点で、先日、6月5日の審議会です承をいただいたというところになります。

それから、パブリックコメントについてですが、別紙「喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針（案）に対するパブリックコメント実施案」につきましては、議会の全員協議会での説明の後、パブリックコメントの実施要項をまとめて、このような案で実施してまいりたいと考えております。

募集期間は7月12日金曜日から8月13日火曜日までの33日間の予定としております。

それから、実施方法につきましては、喜多方市のホームページ、学校教育課、各総合支所住民課、各公民館、小中学校及び私立を含む各こども園で閲覧していただく。

それから、提出方法については、持参、郵送、ファックス、電子メールを考えております。

それから、周知をできるだけ丁寧にしていきたいと考えておりますが、市のホームページ、教育ポータルサイト、市の広報等、あと学校にもお願いして学校だより、あるいは学校の教育ポータルサイト、そういうものにも掲載してもらうようにお願いしたいと考えております。以上でございます。

教育長

それでは、今事務局からまずは方針（案）について、特に赤字のところですが、そこの部分の説明、それから、パブリックコメントに関する実施案についての説明がありました。

ここについてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

質問です。ちょっと意見も入りますが、周知の方法について、できるだけ丁寧というお話を伺って安心しているところなんです、ただ、いろいろな方法で周知をしても、なかなか自分から積極的に見るという方は限られているのではないかなと思いますので、もし可能ならば、1学期の学期末にある保護者会などで、学校側から説明をするのもおかしいのかもしれないけれど

ども、何かプリントのようなものを配るとか、保護者の皆さん見てください、ということを少し積極的に促すということはあるのでしょうか。

学校教育課長

ご意見ありがとうございます。

できるだけ丁寧にと申し上げましたが、そういうことも含めて考えたいと思います。

教育部参事

今ほどご意見いただきましたけれども、学校教育課と総合支所については閲覧という形で、そこに来て見ていただくという方法です。また、学校やこども園、私立のこども園も含みますが、そこには数部配布するような形を考えております。その中で、あらかじめお願いをして、保護者会であったり、PTAの会議の中でお知らせをしていただく。場合によっては、チラシ的なものをつくって、保護者に配付していただくというような、とにかくこういったことをやっていますよということを丁寧にお知らせはしていきたいなと考えております。中心となるのは保護者の方、あるいはお子さんがこれから学校に入学するような保護者の方になると思いますので、そういった部分については、特に丁寧に周知のほうをしてまいりたいなと考えております。

なお、議会の全員協議会が7月2日の予定でございます。この全員協議会に説明する案件については、市長がトップとなって構成している市役所の中の最高意思決定の組織が庁議というんですが、この内容で議会に説明してよろしいかということ进行调整する会議なんです、実は先週の金曜日に行っております。それがあったものですから、本来であればきょうのこの定例会のほうに皆さんにお示しをして、お諮りをして、決定ということだったんですが、どうしても庁議にかける必要があったので、前もって教育長の臨時代理というような形で決定をさせていただいたというような流れで、本日、承認事項ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

高橋委員どうですか。よろしいですか。

高橋委員

よろしく願いいたします。

教育長

いいですか。

いろいろな方法を取りながら幅広く周知できるように進めていきたいということであります。

ほかにご意見・ご質問等あったらお願いいたします。

もう一つ補足をさせていただきます。

今回、審議会の意見を踏まえて修正した部分なんですけれども、大きくポイントは3つです。学校教育課長のほうからもありましたとおり、一つについては、この基本方針がもうこのとおり全てこれで決まりなんだ、というような誤解を与えやすいのではないかと。これをもとにさらに実施計画をつくるんですよ、というようなことをわかるように示すべきでないかというようなご意見がありました。

そういったことから、1ページ目の基本方針の策定にあたって、ここは基本的な考えをまとめて方針を示すもので、これを踏まえて実施計画を今後検討してつくりますよというような内容になっております。15ページの基本的な考え方の中でも、そのような表記で追加をしたという内容でございます。

もう一つが、人間関係の固定化というようなことで、先ほど課長からも話ありましたけれども、例えばこども園、小学校、中学校と、十何年にわたって同じ集団で固定化されるということで危惧するような考えから前回まで整理をしていたわけなんですけれども、審議会の中で固定化されるのは悪と決めつけるのはおかしいんじゃないかと。固定化することによって親密度が上がったりというようなことも考えられるということで、「固定化されないように」というような表現を変えて、「豊かな人間関係を育むために」というような表現にしております。

ただ、意見交換会等からの意見の中では、直接保護者の方、あるいは住民の方から、人間関係の固定化が心配だというような発言がございましたので、12ページの中ほどについては、「固定化」という言葉をそのまま使わせていただいております。

3点目になります。

15ページ中にもあるんですけれども、クラス替えができるというようなことを余り強調してしまうと、クラス替えができるということは、もう小さい学校は全てノーだというようなことになってしまうと。審議会の中でどうしてもこれが目立ってしまうというようなご意見がありましたので、やはりこの先、いろんな配慮点を考えると、小規模な学校について残すことも選択肢の一つになってまいります。そういった場合、どうすれば効果的な授業が展開できるか、豊かな人間関係を構築するためにどんな手法があるのか。当然、クラス替えができるのが一番いいんですけれども、できないのであれば別な手法も検討する必要がありますという

ような内容でこの部分についてはクラス替えありきでないというような考え方を示すような内容に変更してあります。

大きくはこの3つが審議会の中でいろいろご意見、ご議論していただきました内容で、ここを赤字でもって修正をし、6月5日の審議会でもって内容確認をしていただいて、これでパブリックコメントにかけていいだろうというような承認をいただいたという流れでございます。

経過も含めて説明させていただきました。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

今の説明も含めてですが、委員の皆様方からご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

大森委員

資料の15ページ、適正規模適正配置の基本的な考え方、「きめ細やかな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような学校規模を理想としつつ」というところについての質問なんですけれども、その理想とする学校規模というのはどういう規模のことを言っているんでしょうか。

学校教育課長

理想としましてはクラス替えができる規模を考えておりますが、あくまで理想でありまして、学校規模としてはクラス替えができて、複式学級は極力発生しないということが理想になります。そして、学習としてグループ学習、今、学び合い、話し合いとか、お互いのよさを気づき合うとか、そういう学習がすごく大事ということになりますので、そうしたグループ学習などができる環境を考えております。具体的に何人というのは出してはいないところですが、今後、実施計画で検討していきたいと思っておりますが、理想としましてはクラス替えができるような複式のものを理想とはしております。

教育長

大森委員さんが多分ご指摘された部分、「きめ細やかな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような規模」という部分についてですが、法的に教員定数というのは決まっているんですね。小学校でいうと6学級の規模であれば、去年までは先生が6人しか来なかったんです。今年、県で定数改善を少しやって、7人教員が来るようになった。つまり、学級担任が1人ずつ張りつきますね、そのほかにももう1人、子どもを見る目が1人分ふえたという形になります。いわゆる学級数のイコール数の教員プラス何人か教員が張りつくような規模ですね。さらに、そこに県の教員加配の制度もありますので、そういった部分で教員もこちらで要請しながら、なるべく数多くの教員がいる、そういった学校

なんですね。中学校も同様で、中学校は教科担任制ですが、1学年1学級というふうに考えると、教員定数が6人なんです。そうすると、教科としては9教科あるわけなので、必然的に足りないわけですね。ですので、専門性と子供たちへの指導等を考えると、やっぱり9教科そろった先生がなるべくいけばいいわけですよ。9人以上配置できるような規模が望ましいかなというような部分があります。だから一概に、何クラス程度の規模とは言えないんですが、とにかく手厚く教員を張りつけながら、子供たちの様子を見て、または指導できるような、そういった学校規模を目指したい。だから、最低でもやっぱり複式学級等は避けたいという部分がそこにはあります。

こんな説明になってしまいますが、よろしいですか。

改めてパブリックコメントのほうも大丈夫ですか。ほかにはよろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、事務局から提案ありましたこの基本方針の案と、パブリックコメントの実施案、このとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、このとおり適正規模適正配置に関する基本方針（案）、それから、パブリックコメントの実施（案）は承認されました。ありがとうございました。

続いて、7番の審議事項を取り上げます。

審議事項としては、議案として9号、10号の2件あるわけなんです。まず初めに事務局から加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

議案第10号に一部訂正がございますのでよろしくお願いいたします。

内容につきましては、中央公民館長のほうから説明させていただきます。

中央公民館長

私のほうから、議案第10号について修正がございますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

下から3段目の2の任期につきまして、令和元年6月25日～令和3年3月31日となっておりますが、末尾が違ひまして、令和3年6月24日、任期が2年となっておりますので、6月24日に修正させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

教育長

13ページの下のほうですが、2番の任期のところ、令和3年3

月31日までのところを6月24日までというふうな修正が入ります。

それでは、審議事項の議案第9号、指定管理者再選定に係る募集要項・業務仕様書及び募集公告についてを取り上げます。

事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第9号について説明させていただきますので、12ページをお開き願います。

指定管理者再選定に係る募集要項・業務仕様書及び募集公告についてでございますが、教育委員会が管理する別紙施設、5施設になりますけれども、こちらについて、令和2年3月31日で指定管理の期間が終了するために、喜多方市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則に基づき別紙のとおり指定管理者の再募集を公告したいとするものでございます。

まず初めに、今回の流れでございますけれども、別紙に指定管理者再選定に係る施設一覧表がございます。こちらの裏面をごらんいただきたいと思います。再選定に係るスケジュールの概要が記載されてございます。今回、議案とさせていただきますのは、この6月のところにある②の募集の公告、こちらについて6月27日から公告をしたいということで、その内容につきまして今回、議案の審議をいただきまして、ご議決をいただきたいと思いますものでございます。こちら議決をいただいたら公告に入るといような流れでございます。

今回、募集公告をいたしまして、9月になりますと、今度指定管理者選定委員会というのが開催されまして、こちらのほうで選定、最終的な結果が出されることになります。そちら、選定結果につきまして⑤のところで市長等への報告とございますので、こちら市長と、教育委員会定例会のほうで報告させていただきたいと思いますと思います。

最終的に12月になりますが、市議会での議決、この市議会の議決の前に教育委員会のほうでもご議決をいただいてから最終決定がなされていくことで2月あたりに基本協定、年度協定に向けた指定管理者との協議になりまして、3月で協定の最終的な締結というような流れでございます。

今回につきましては、先ほど申しました6月の募集の公告についてご議決をいただきたいと思いますという流れでございますのでよろしくをお願いいたします。

次に、まず、指定管理者制度について簡単に説明させていただきます。

指定管理者制度ですけれども、こちらにつきましては、2003年6月、平成15年に当時の小泉内閣の骨太改革路線の一環として、民間活力の導入、いわゆるアウトソーシングを進めるために地方自治法を改正することにより導入された制度でございます。

今回、そのときの改正点の、大きな一つとしましては、それまで施設を管理するには施設の管理委託ということでやってございまして、そのときの委託できる委託先というのが、いわゆる公共団体や公共団体が出資する法人、いわゆる第三セクターですね、こちらに限られておりました。これを、この地方自治法の改正によりまして民間事業者やNPO法人まで委託をできるというような内容に変更されております。

もう一つ大きなところが指定管理者には施設の管理の権限までが委任されることになりまして、利用者からの料金を自らの収入として収受できるという利用料金制というものが導入されたということになります。こちらがいわゆる指定管理者制度の導入によって大きく変わった内容でございます。

それでは、教育総務課の指定管理者について説明させていただきますので、別添ナンバー1の資料をごらんいただきたいと思います。

まず13ページをお開き願います。

こちらが先ほど言いました公告の案件でございます。こちらは公告の文書で、1の管理を行わせようとする公の施設の名称は、喜多方市厚生会館・喜多方市中央公民館分館でございます。

2番の管理を行わせようとする期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。なお、厚生会館につきましては、指定管理者制度の導入が平成22年度から導入いたしておりまして、今回が3回目の再募集となります。

3番の申請資格要件から5番の指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。次に、15ページの6番の募集要項等の配布をごらんいただきたいと思います。

こちらの1行目の一番最後のほうに喜多方市厚生会館・喜多方市中央公民館分館指定管理者募集要項とございますが、この募集要項がこの同じ資料の1ページから4ページまでになっており

ます。

同じく、仕様書が5ページから12ページになってございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきますと思います。

この内容で公告したいとするものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが厚生会館については説明を終わらせていただきます。

現在の指定管理者でございますが、NPO法人の喜多方市民活動サポートネットワークというところが、指定管理者となっております。こちらは平成22年度から10年間指定管理者でございました。以上でございます。

生涯学習課長

続きまして、資料ナンバー2、喜多方市スポーツ施設指定管理者募集要項(案)につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

なお、教育総務課長がご説明申し上げた内容でほぼ同じ内容でございます。施設名が違う形でございまして、内容的には重複する部分がございますので、要点のみご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、施設名でございますが、押切川公園体育館ほか計6施設となっております。この6施設でございますが、ナンバー2の資料、施設の名称及び所在地に記載してございます6施設につきまして公募をかけたいとするものでございます。

この6施設につきましては、一本で指定管理を行いたいとするものでございます。野球場や自由広場など、類似のスポーツ、例えば野球とソフトボールとかというような類似の施設の使用がございますので、これを一括して施設を委託することによりまして、より効率的な指定管理を行いたいとするものでございます。

なお、今回の大きな改正点、変更点でございますが、これは全ての施設でございますけれども、指定管理の予定、上限額5カ年分を過去3カ年間の平均で求めてございます。そこに消費税10%にして金額を定めているところでございます。

また、各施設の仕様書でございますが、配置すべき人員を受付業務1名、施設管理1名と決めました。これらの人員は他の業務を兼ねることができるものとしてございます。これは管理基準の(7)に記載をしてございます。

なお、また変更点といたしまして、指定管理委託料に光熱水費を含めました。現在は含めてございませんが、指定管理委託料の

中に、今回は電気料、水道料を含めて委託をするというようなことをございまして、これも市全体のガイドラインの中で定められているものでございます。

大きな変更点は以上でございます。

なお、お手元のナンバー2の中で、募集要項につきましては、1ページから、業務仕様書でございますが、6ページ、ここには押切川公園体育館・野球場・スポーツ広場・自由広場の業務仕様書でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

21ページはひばりが丘球場の業務仕様書となっております。

そして、29ページ、こちらが市民プールの業務仕様書でございます。

そして、37ページでございますが、こちらが募集公告の案となっております。

なお、山都テニス・バレーコートは非公募で行う予定でございます。これは、山都のいいで荘の北側にありますテニス・バレーボールコート2面分がございますが、いいで荘の借り手に対しまして指定管理を委託したいということで、非公募とするものでございます。

なお、現在の指定管理でございますが、ふるさと振興株式会社が行っているところでございます。以上です。

教育部参事

今ほどの補足で説明申し上げますが、山都テニス・バレーコートについては、ほぼいいで荘と一体的な施設ということです。いいで荘自体はふるさと振興株式会社が市から施設を借り受けて経営しているという状況になっており、すぐ隣にある施設でございますので、別の指定管理者を募集して、別の指定管理者にするよりは、利用者にとっても利便性が高いだろうと。あと、経費的にもかからないだろうと。いわゆる利便性の部分と経費の面から考えて、ここは公募とせずに、隣接する施設を経営している事業者を指定管理者にする、非公募で指定をするというような内容になってございます。

喜多方、塩川以外の集会施設というのも市の施設になっているんですが、これらについては地元の行政区に指定管理者として管理をしていただいております。いわゆる使う方々自ら管理していただく、経費もかからずと。山都テニス・バレーコートについても、意味合いとしては同じ非公募という形で指定管理としての制度を活用しているというような内容でございます。以上でございます。

文化課長

ます。

それでは、文化課の所管分をご説明いたしたいと思います。

美術館の部分であります。資料ナンバー 3、喜多方市美術館指定管理者募集要項（案）であります。1 ページをごらんいただきたいと思います。

施設の名称につきましては、喜多方市美術館であります。指定管理の期間につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。なお、今現在、平成 22 年度から喜多方市美術館も指定管理者制度を導入しておりまして、ふるさと振興株式会社が現在 2 回目の指定管理業務を行っているところであります。なお、この施設につきましては、利用料金制を導入しております。

1 ページの一番下になります。経費に関する事項でありますけれども、5 年間の上限の金額、総額を示すこととなっております。美術館につきましては消費税 10% として 2 億 7,000 万円という金額を上限として設定させていただきたいと考えております。

仕様書につきましては、6 ページをごらんいただきたいと思います。

美術館の業務仕様書につきましては、大きく変更している部分はありませんが、先ほどから説明ありましたように、今回の指定管理業務委託には光熱水費を含むというふうなことで、変更があるところでございます。

公告の募集については、19 ページをごらんいただきたいと思います。

名称、位置及び期間等、指定管理が行う管理の基準及び業務の範囲については、19 ページから 20 ページまで記載のとおりであります。

美術館については以上であります。

中央公民館長

それでは、私からはナンバー 4 とナンバー 5 のご説明申し上げますので、まず、喜多方市立図書館指定管理者募集要項（案）をごらんいただきたいと思います。

1 ページですが、2 番の施設の名称は喜多方市立図書館、5 番の指定の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。こちらの図書館につきましても、平成 22 年度から指定管理で、ことしで 10 年目になります。指定管理当初から東京都に本社がございまして図書館流通センターに指定管理を任せております。6 番の中ほどですが、管理経費 5 年間分

すが、2億8,430万円、消費税込みの金額となっております。(2)の経費区分等の考え方の①でございますが、今までと違う点は、先ほども申し上げておりますが、電気料及び水道料及び下水道使用料は来年度からは指定管理料に含むという内容となっております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの7番、申請資格でございますが、こちらにつきましては、ほかの指定管理と違しまして、当初22年度から東京に本社がございます図書館流通センターに指定管理をしていただいているところから、市内に本社、支社、事業所を有するということは書いてございまして、(1)の要件のみとなっております。

続きまして、5ページにつきましては、図書館指定管理者の業務仕様書となっておりますが、こちらにつきましては、前回の内容と変わっている点はございません。

公告につきましては14ページに記載の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、ナンバー4をご説明申し上げます。

続きまして、ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、喜多方市カイギュウランドたかさと指定管理者募集要項(案)でございますが、こちら2番の施設の名称につきましては、喜多方市カイギュウランドたかさととなっております。5番の指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。こちらは、前回、平成27年から5年間の指定管理で、ふるさと振興株式会社の指定管理となっております。7番の経費に関する事項でございますが、管理経費は5年間で5,557万円となっております。2ページの資格要件でございますが、市内に主体事業所を有する者となっております。

5ページ、こちらにつきましては、仕様書となっておりますが、前回の仕様書と変わる点は水道料等光熱水費を指定管理料に含むという内容となっております。仕様書及び公告の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

ナンバー1から5までの施設等に関する説明があったわけなんですけど、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

よくわからないので教えてください。

募集の趣旨の中に、公の施設の管理について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上、この辺はとてもよくわかるんですが、その次の経費削減等を図るためというところ、これはもちろん喜多方市の経費削減等を図ることかなとは思いますが、具体的な実情はどうだったのか。それから、もう既にこの指定管理者制度が導入されているところも多々あるということで、現在までどれだけこの削減が図られたのかというところを、ちょっと少し教えていただきたいなと思います。

教育総務課長

経費削減については、荒明委員おっしゃるとおり喜多方市の経費削減でございます。

なお、厚生会館につきましては、平成22年度に導入させていただいております。実際にどのくらい減っているかというような、削減されているかというような内容でございますけれども、市が直接管理をしていた場合と比べますと、年間で約800万円ほどの削減というような中身になってございます。

教育長

ほかの施設はわかりますか。

教育部参事

それぞれ個々の施設で、指定管理に至った経緯が違うものですから、なかなか積算が難しい部分があります。今、教育総務課長からありましたのは、直営でやっていたところから切りかわったというようなことで積算できるんですけども、例えば、スポーツ施設であれば、施設ができた時点からふるさと振興株式会社が委託先ということでやっておりましたので、そこを改めて指定管理者にすることによって、どれだけ大きな縮減が図られたかというのは、なかなか計算が難しい。やっているところが同じです。ただ、努力はしていただくという必要はあります。例えば、スポーツ施設を一つ一つ委託すれば、場合によってはそれぞれに人を置かなければいけないという、いわゆる経費の無駄が出ます。一体的に管理することによって、かけ持ちの職員でもって効率よく管理もできるという部分がありますので、そういった面での経費の縮減は図られてきたんだろうなというふうには考えてございます。

本日は大変申しわけないですけども、そこまで積算した資料がございません。ただ、この制度自体の目的が民間の能力を活用し、サービスが向上されるということと、経費の縮減、この2つが大きな指定管理者制度の目的でございます。ですから、これが図られないものについては、当然、経費もそんなにかからないというのであれば、直営でやったほうがいいので、直営の部分も施

設としては数カ所ですけれどもあります。ただ、流れとしては、民間でできるものは民間のほうに、経済を回していくというんでしょうか、お金を回すというようなこともありますので、そういったことも狙いの一つかなと思います。傾向としては、当初、指定管理者にすべきかどうかというのは、合併前の平成15年あたりからそれぞれ合併前の市町村で議論されてきたんですけれども、そのときまだ指定管理者になっていない部分についても、最近指定管理者としてこの制度を活用するようになってきております。図書館も10年たちましたけれども、厚生会館についても後からやはりいろいろ検討して、指定管理者のほうに住民サービスの向上、あるいは経費の縮減につながるだろうというような検討を重ねまして、最近だとほぼ公の施設についてはその傾向にあります。公の施設については、こういった建物ばかりじゃなくて、道路とか水道も全部公の施設になりますので、場合によってはそこらもできるようなことになりますが、道路については直営でやっているというような状況ではございます。教育委員会で所管している施設については、ほぼ全て指定管理者制度をとっている。ただ、各支所にございます体育館だとか、スポーツ広場とかありますけれども、あの部分については指定管理者として受けていただける部分があるかないかというのも、当然考える必要がございます。また、やはり遠くからの指定管理者になれば経費も掛かりますので、そういった意味で経費の面から直営でやろうというような判断のもとで指定管理者制度は導入していない部分もあるのが実情でございます。

教育長

いいですか。

今、説明あったように、経費削減等の部分については、明確にはなかなか難しい部分もあると思うんですが、直営に比べれば間違いなく削減されているということだろうと思います。併せて、住民サービスの向上も大きな目的であります。

ほかにございませんでしょうか。

高橋委員

高橋です。

図書館の指定管理のことについてお伺いしたいんですが、市立図書館というのは、喜多方市の公共図書館という位置づけでやっているところなので、やはり管理をしている人が誰だということよりも、市民の方から見ると、市の公共図書館という位置づけがすごく大きいと私は感じています。この業務の仕様書などをずっと見ていくと、かなり細かく業務内容を定めているのですが、こ

の中に、公共図書館としての役割というところが書かれていないのですが、今現在やっているTRCさんはそういうところもちろろん理解をして、いろいろ進めていくくださるというのはわかっているんですが、もし管理者が変わった場合に、そこが大丈夫なのかというのが一つ心配です。というのは、教育文化施設として今回、生涯学習課が管理を担当してやっていくということで、以前よりすっきりした形になったなというふうに私は感じていたんですが、今後も公共図書館としての位置づけをもっと前面に出してほしいと思うのですが、その内容についてはどこに書いてあることなんでしょうか。

それと、もう一つ、意見なんですけど、必ず配置すべき人員は館長1名、司書1名以上と防火管理者となっていますが、とてもこの人数では足りない。その前のページに適切に業務に従事できる人員を配置するというふうに書かれており、以前は7名の方がいて、全員が司書だったと記憶しているんですが、そういった必要はないでしょうか。例えば、司書は館長さんだけで、利用者が図書館に行って、司書がいなくていろいろなサービスを活用しようと思っても、司書でなければ説明できない部分というのが必ずあると思うので、そこが心配というか。以前、公でやっていたときに職員の方が図書館にいて、全員司書だと思われて困るという話もちよっと聞いたことがありました。利用者は、図書館で働いている人は全員司書だと思って相談をすると思うんです。そこがすごく心配なので、司書はもっと多いほうがいい、全員司書であるべきだということと、今の図書館を見ると、女性の職員の方が多いので、その中で公共図書館としての業務と、防火管理を含めたいろいろな業務を全てあの人たちがやっているのかと思うと、とても大変ではないかと心配なんですけれども、その辺は現在のTRCさんのほうから苦情というのはないのかなと。ちょっとそんな心配があつて、公共図書館としての位置づけをしっかりとさせるということと、例えば災害のときなどに公共施設として核となる場所になれるのかどうかみたいなことも含めて、すごく心配しているところです。

質問と意見になってしまいましたが、どうなんでしょうか。

中央公民館長

公共図書館としての目的等は、実際に仕様書、募集要項には何も書いていないというのが現状でございますが、図書館条例に基づきまして設置しておりますので、その条例の目的に基づきまして指定管理を行っていただくという前提のもとに、この仕様書、

募集要項を記載しております。

館長1名、司書1名以上となっておりますが、これは全員図書司書の資格というのは望ましいことであると思うんですけれども、指定管理を募集したときに、全ての人が司書を持っていることを義務づけますと、なかなか現状的には難しいのかなというのがございます。実際、司書がなくて何人か職員を採用した後で、資格をとっていただいて、全てが司書だったという時期もありました。その会社は研修をしておりますて、全ての人が司書として動けるような研修をしているということも確認しておりますので、今後はなるべく司書をとっていただくような方向性は持ちたいと思いますが、ここに明記するまでもないのではないかと考えております。

教育部参事

補足しますけれども、これはあくまでも募集要項でして、今、館長から話があったのは、現在の指定管理者、図書館流通センターの話であり、公募についてはそこだけを対象としているわけではないので、当然、市内の事業者であったり、団体であったりということも応募できます。一番望ましいのは、これまで議会でもありましたけれども、地元でそういったやれるだけの能力を持った団体というか、事業所があれば、一番いいんでしょうけれども、特殊性といいますか、やはりなかなか手を挙げられない。ですから、今、現実的には図書館流通センターという全国規模の専門の事業者が指定管理者になっているんですけれども、それはそれで専門性が高いので、住民サービスの向上にとってはすごく便利なことであると。

今回、例えば地元の事業者が手を挙げたときは、先ほど教育総務課長からありましたように、選考委員会の中でどちらがいいのかというのを判定することになります。その中では当然、司書を1名しか置かないところと、5名全部司書ですよといったら、住民にとっては5名のほうがいいのであって、そういったところが今度は、新たな指定管理者になるということも考えられます。うちはもっといい管理運営ができますよというのは、指定管理者を募集する上ではポイントになるのかなと。より住民にとって利便性が高く、より経費を縮減している運営管理の仕方をする事業者を選んでいく。そのための募集なので、これまでは、今現時点でやっている業者が引き続き、というケースで来ましたが、意図としては同じところにやってほしいということではなくて、新たな、もっと能力が高いというか、いい管理ができるところが

出てくれば、そちらのほうにかわるということも十分あり得る。ですから、司書の話も出ましたけれども、1名というのは、そういった意味で最低と言うとちょっとおかしいですけども、図書館を図書館として運営できるだけの体制は整えてくださいよ。その上で、うちは3人だ、5人だというのであれば、それはポイントが高くなるというような考え方で仕様書のほうは示させていたっているというのが実情のところかなというふうには考えてございます。

教育長                    なかなかわかりにくくて難しい部分もあるんですが、どうですか。

高橋委員                説明ありがとうございます。

そうですね、ただ、私が心配に思うのも、先ほどおっしゃったような、専門性のない人でもこれを見ると、これだけのことをすれば応募することができるという、もしかするとそういうところに決まるかもしれないとなったときに、先ほどから言っていますが、公共図書館としての意義を守っていけるのかどうかということですね。公共図書館というのは、昔から図書の自由を守るところを原点にずっとやってきた方たちが司書になっているんだと理解しているので、その辺の心をちゃんと私たちに教えていただける、そういった方にぜひお願いをしたいというところで、よろしくお願いします。

なお、もう一つ質問なんですが、選定委員会というのはどのような方たちで構成されるのでしょうか。

教育総務課長            選定委員会については、副市長を筆頭に各部長がメンバーとなっております。

教育長                    最初にあったように、結局、狙いは市民サービスの向上という部分が、これは公の施設でありますので、必ずある。例えば図書館の場合であれば、ここに業務としてはこのような内容が載っているけれども、単にそれをこなせばいいのではなくて、よりよい形で市民へのサービス向上が図れるような、そういった方たちを当然、市としても選定していくわけで、公のという部分が文言としては出てこないかもしれませんが、目的がそういうものなので、そういった意味で、選定委員会でふるいもかけられる。図書館だけではなくて、何らかの課題等が浮き彫りになってくれば、市でも相談を受けたりもしますし、とにかく改善を図りながら、よりよい市民へのサービスという部分で努力していくということです。

ほかにありましたら。

荒明委員

質問ですが、図書館の場合は、利用料金というのはありませんよね。そのほかの施設はありますよね。民間委託ということは、自分たちで経営するわけですから、施設の利用料金も自分たちで決めて、たくさんの利用者がふえれば、みずからの収入として収受できるということで、サービスがよくなっていけば収入もふえてくるということで理解はできるんですけども、図書館の場合は、利用料金がないわけですから、サービスをよくするために司書の方をふやせば、その分経費がかかって、事業者の方々が困る。そこら辺ですごく矛盾を感じるわけなんですけど、この辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

教育長

教育部参事

利用料金とのかかわりについてということなんですけど。

今、委員おっしゃるとおり、施設には図書館みたいに使用料がない、そういったところがあります。体育館や野球場はほとんどが減免でそんなに莫大な使用料は入らないんですけども、利用料金として収入がある。ですから、協定を結ぶ段階で、こちらからお願いする委託料からはその部分は最初から入っていないというような状況になっています。ですから利用料金制度がある施設であれば、例えば利用料金で年間100万円見ます、ですから、本来であれば管理に500万円かかるんですけども、市からは400万円だけ指定管理料としていただく考えですという形で事業者が示してくるわけなんです。それを見ながら、どこが適切に管理できるか、どこが市民にとっていい管理をしていただけるか、どこが経費を縮減できるかというのを見て選ぶことになるんですけども、今、委員おっしゃるように、図書館というのは、当然本は無料で借りられますから、利用料金はございません。したがって、かかる経費については全て市から委託料という形でお支払いすることになります。ですから、応募するところは、例えば、うちは司書5人置くからこれだけの年間経費ですという提案もあれば、うちは司書1人しかおりません、だからこうですと。普通に考えれば1人のほうが経費安いですよね。そうすると、経費が安いほうがいいのか、経費は高いけれども、市民にとってどちらが利便性が高い施設なのか、そういう運営ができるのか。ですから、相反するもの当然出てきますので、複数の応募があった場合は、特にそういったところを観点にしながら、安ければいいということじゃなくて、仮に高くても、そちらのほうが市民にとってよりよい施設の管理運営ができるだろうという判断ができる

ものについては、金額の面だけでなく、高くてもそちらのほうをとるといようなケースもございます。ですから、なかなか決まった金額でやってくださいよとなれば、当然、増やせる人員というのは決まってはくるんですけれども、これは普通の入札と違って予定価格ってございませんので、あくまでも管理運営の方法と、どのような収支計算でもっていくかというその計算書、大きくこの2つが公募の材料になりますので、経費の面、あとは市民サービスの面、それを選考委員会の中で検討して判断をするというようなことになります。

荒明委員

そうしますと、その図書館の指定管理者募集要項については、募集の趣旨のところに、経費削減等を図るためというのがあると、やはり何か矛盾点が出てくるというか、募集するほうでも、いかにその辺ちよつとうまく、必要な経費を出すかというところにも頭が行ってしまうので。あと、先ほどから高橋委員が言っているように、公の図書館本来のサービスということを向上させるということを中心にするのであれば、ほかの募集要項と同じではなく、経費削減というところの、この言葉、これはどうなんでしょうかというふうに思います。

教育部参事

指定管理者制度自体の大きな目的というのは、住民サービスの向上と経費削減、これが二大目的であります。経費削減の部分も、人件費の部分だけでなく、そのほかいろいろ削減できる部分、管理の方法によっては、少額かもしれませんが、縮減できる。それが直営でやるよりもはるかに効率的で効果的なものであれば、そちらのほうがいいということになりますし、そういった意味も含めて、人件費の部分だけではない、経費の節減という考え方もあるということでご理解をいただければと思います。

教育長

基本的に公の施設なので、委託料として市のほうがお金を出します。そこはご理解いただきたい。市としては、とにかく住民の福祉サービス、それを最優先しているわけなんです。ある程度の確かに決まったお金にはなるんだろうけれども、その中でよりよいサービスを図れる業者を選定していく。そういった観点があるので、わかりづらくて難しいんですが、とにかく業者選定も市が大きくかかわっているという部分なんです。だから、任せるから勝手に運営してよ、儲け勝手に追及してよという、そういうもんじゃない。

高橋委員

今、一つ思い出したんですけれども、図書館について言うと、そこで働いている方の司書の方たちは、図書館流通センターの社

員だったかなと思うんですね。そうすると、給料そのものはこちらから来ているわけなので、結局、図書館流通センターというのはもともとが本屋さんで、本を販売するところで利益を上げている会社かなと、そういう部分もあるので、やはり利用料金が入らないということは問題はあるけれども、その管理、委託、指定管理者になると、どういったインセンティブというんですか、やる気とか、意欲とかということというのは、やはり本をたくさん売れるんだというところが一つあるなと思うんですが、最近、喜多方市、余り本たくさん買わないというのあるので、やはりその辺の指定管理者になる団体等との、どういったところで、こっちは経費を削減したいところでもあるんだけど、やはり専門性ですよ、専門性を発揮してもらおうというところを少しここにプラスしていただいて、そのことについて少し何か経営意欲が湧くような内容を付加するというような感じでやっていただけるといいかなと、今、荒明さんのお話を伺っていて感じたんですが、ここを、募集の趣旨というところに、専門性という言葉を入れるということはどうでしょうか。

#### 教育部参事

ご指摘のように、特殊性のある施設だなということはありますけれども、一つは、ここでしか受けられませんよというような仕様書や要項にしてはしょうがないだろうと。図書館流通センターありきではございませんので、先ほど言ったように、地元の組織だったとしても、それだけの力を持っていれば、当然、受けることができますし、そういった意味では、広く入口は広げておく必要はあるのかなというようなことで、こういった表現、全体の公の施設統一なんですけれども、そういった考え方です。

もう一つ、お話させていただきますと、指定管理料を毎年お支払いするんですけれども、5年間であれば5年間の収支計算書って出していただいて、その中で、なおかつ1年目いくら、2年目いくら、3年目いくらというような形の計算書、それでもって提案していただくことになります。それに基づいて、毎年度、毎年度このままということじゃなくて、協議はします。場合によっては、これから消費税も上がりますけれども、そういった観点でアップしないとやっていけないというのは、市と相手方と協議をして決めることにはなるんですが、基本的に1年間1,000万円で協定を結んだとして、努力次第で、例えば経費が縮減できたと、実際にかかった経費は800万円ですとなれば、200万円は事業者の利益なんです。これが指定管理者制度なんです。そこにやる気が出

てくるんです。ですから、経費も縮減して、それが指定管理者の提案で800万円でできるから、800万円で来年いいですよというケースもありますけれども、基本的には民間の力、民間のノウハウを使って、縮減できた部分については指定管理者の利益になるというのが、そもそもこの制度の趣旨であるので、そこに民間が入り込むという意欲が出てくる。ですから、そういう制度なので、すごく選考する際は両てんびんにかけると言いますか、経費の面と、市民にとってどうだろうというところをよく見なければいけないと、非常に大変な作業にはなるんですけども、考え方としては、手を挙げられるところはいろんなところで挙げてもいいですよ、その中で難しいけれども、どこが市民にとっていいのか、経費面はどうかとかいうのを選んでいくというようなことになります。ですから、場合によっては図書館も、そのほかにも手を挙げるところが出るかもしれない。そちらのほうをもっといい管理をするというのであれば、指定管理者が変わるということも当然あり得る話ということになります。

高橋委員

わかりました。指定管理者制度に応募するには、法人格は必ずしも必要はないわけですよ。個人ではダメだけれども、法人でなくてもいいという話も聞いたので、どういった方が手を挙げるか、もちろんわからないんですけども、どなたに決まったとしても、やはり経費削減イコールサービスの低下にならないということですよ。そこを頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育部参事

先ほど申しましたとおり、利便性の向上と経費の面が大きな2つの主たる目的と言いましたけれども、当然、選考する際には、管理運営していく能力が、その団体があるかどうかというのをまず第一番目に、それは考えます。安く出してきて、いいようなことを書いてあったとしても、本当にこの団体ができるのかというのも確認した上で選考するような形になりますので、当然、絵に描いた餅のような計画を出してきたとしても、例えば試算的に、経営意欲的にそれが難しいだろうという判断がされれば、その団体は指定されないというようなことになります。

教育長

民間と市の両方ともメリットが生じるような形で運営できればいいと思いますが、ほかにございませんでしょうか。

議案第9号について、ほかには特にご質問はないということでよろしいでしょうか。

<なしの声あり>

教育長                   では、この内容について、原案のとおり承認するという  
ことでご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長                   では、異議なしということですので、議案第9号指定  
管理者再選定に係る募集要項・業務仕様書及び募集公告につ  
いては、このとおり可決されました。

続いて、議案第10号を取り上げます。

喜多方市勤労青少年ホーム運営委員会の委員の委嘱及び  
任命についてということで、事務局より説明を求めます。

中央公民館長           それでは、私から議案第10号をご説明申し上げますので、  
13ページをお開きください。

議案第10号喜多方市勤労青少年ホーム運営委員会委員の  
委嘱及び任命についてでございますが、提案理由といたしま  
しては、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱及び任命する  
ものでございます。

喜多方市勤労青少年ホーム条例第12条の規定に基づき、  
喜多方市勤労青少年ホーム運営委員会委員を下記のとおり  
委嘱及び委任します。

委員の候補者は、氏名、住所、所属は記載のとおりでござ  
います。条例に基づきまして、関係行政機関の職員、企業  
者、勤労者、学識経験を有する者、市の職員という委員に  
なっております。また、2番の任期は令和元年6月25日か  
ら令和3年6月24日でございます。

以上で説明を終わります。

教育長                   ただいま事務局より説明ありましたが、この件について  
何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

＜なしの声あり＞

教育長                   よろしいですか。

では、特になしということですので、議案第10号につ  
いては、原案のとおり可決することによってよろしいで  
しょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長                   それでは、議案第10号喜多方市勤労青少年ホーム運営  
委員会委員の委嘱及び任命については、この原案のとおり  
可決されました。

ありがとうございました。

続いて、8番のその他に移ります。

(1) として教育長及び各委員からとあるんですが、私のほう

は特になんですが、委員の皆さんから何かありますか。

遠藤委員

先日の耶麻支会の中でちょっとお話がありました。支会長が2月の末から5月の総会まで不在になるということで、副会長がその職務を代理するという事になっています。副会長さんの負担も少し大きいということで、会則を変えとか、職務代理者の指名のほうもちょっと変えとか、少し考えていかなければならないのかなと思いました。

もう1点なんですが、6月18日に租税教育推進定期総会に出席してきたんですけど、市内すべての小学校17校は、税務署さんが来て教える租税教室を開催するらしいんですけども、中学校のほうは、今年はまだ予定が1校も入っていないということで、なるべくお願いしたいという要請が税務署の総務課長さんのほうからありましたのでおつなぎしたいと思います。

教育長

今、以上、2点ありましたが、まず第1点目、どうですか。空席の件。

教育総務課長

そちらについては、北塩原村の職務代理者の方からもご意見をいただいておりますので、これから会則等、変更できるかどうかについて検討させていただきたいと思っております。

教育長

確かに空席という期間は短いほうがいいので、そのように進められたらと思います。検討するという事でありませぬ。

では、2番目の点についてはどうですか。

学校教育課長

中学校につきましても、そういう要請あるということなので、校長会議等で周知を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

租税教育については、中学校の順番があつて、割り振つてあると思いますので、その辺確認しながら進めていければと思います。

あとほかに、委員の皆さんからございせんか。

では、(2)の事務局からということで、第46回東北総合体育大会ボート競技大会役員の委嘱についてということで、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

15ページをお願いいたします。

今年、6年に1回周り番で開催されます、第46回東北総合体育大会のボート競技大会が喜多方市、県営の漕艇場におきまして開催されるところでございます。

この第46回の東北総合体育大会につきましては、福島県実行委員会が競技会役員編成基準というのを定めまして、大会の委員の

皆様についてご委嘱を申し上げるというようなことでお願いしているところでございます。

今回、この大会の大会役員として教育長、教育委員の皆様、参与としてご就任をいただきたいということで、ご報告とお願いするものでございます。

15ページから16ページにかけましては、競技の実施要項でございます。

17ページでございますが、大会役員の案ということで、参与のところをごらんいただきたいと思います。参与のところの後段のほうになってまいります、6年前も同じように教育長、教育委員の皆様にご就任をいただいているところでございますが、今回、また同じような形で福島県の実行委員会が示す競技大会役員編成基準というものが示されましたので、ご就任を賜りたいとするものでございます。

なお、ご就任になってからの役回りの関係でございますが、特に何かをしなければいけないということはございません。大会のときにお時間が合えば会場にご来場いただいて、大会をごらんいただき、盛り上げていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ご承認いただければ、委嘱状をこの東北総合体育大会の大会長のほうから委嘱状を申し上げるというようなことになります。よろしくお願いします。

教育長

では、今説明ありましたが、大会の参与という形で、17ページのところにありますように、入るということですが、特に役割はありませんよということになりますが、よろしいですか。

生涯学習課長

ボート競技大会、始まりますと順次競技が行われます。漕艇場においでいただきまして、特段に閲覧席というものはありませんので、漕艇場の前のほうあたりでごらんをいただければと思います。

教育長

参与だから、例えば席があるとか、招待状が来るとか、そういうことではないです。よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問等ありますか。よろしいですか。

では、この件についてはこの程度としてよろしいですか。

教育部参事

報告をさせていただきたいと思います。

本日、承認事項ということで、適正規模適正配の基本方針（案）ご承認いただいたんですが、実は、6月議会の最終日6月20日ですが、その時点で議会の中に特別委員会が立ち上がりました。小

中学校適正規模適正配に関する検討特別委員会、議員10名で構成される委員でございますので、議会は議会で、そういった意味で検討を行うというようなことで、組織が設置されましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

教育長

議会のほうでも一生懸命になって考えるということです。

よろしいですか。

では、9番の連絡事項に移ります。

それでは、(1)の令和元年度教育委員会定例会・臨時会の開催日程(案)についてということで、事務局より。

教育総務課長

それでは、18ページをお開き願います。

教育委員会会議の開催日程についてでございますけれども、定例会の開催日程については変更ございませんので説明は省略させていただきます。

今後の日程ということで、7月5日金曜日午前9時半から東北6県市町村教育委員会教育委員・教育長研修会が郡山の市民文化センターで開催されます。内容につきましては、その裏のページ、19ページに記載がございますけれども、こちらは後でござらんいただければと存じます。

9時半開会ですが、9時から受付が開始になりますので、少し時間が早いんですけれども、市役所を7時30分に出発したいと思いますので、5分前の7時25分集合ということでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

その下でございますが、福島県市町村教育委員会連絡協議会会津ブロック研修会が7月25日木曜日、午前10時から午後2時まで、会場が福島県立博物館です。「興福寺と会津」という企画展が開催されておりますので、そちらの見学を兼ねて研修会というような内容になっております。

なお、こちらにつきましては、集合時間等につきましては、7月の定例会のほうで連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程等については以上でございます。

教育長

今説明ありました、繰り返しますが、7月5日について、郡山に行かなければいけないんですが、7時30分市役所発ということでありますので、5分前集合でお願いしますということです。

会津ブロック研修会については、7月25日会津若松市の県立博物館において午前10時から14時ということで、興福寺関係ですね、徳一さんがいた関係もあってでしょうが、特に会津では見る

価値がある中身かなとも思いますので、ぜひこの日もよろしくお願いいたします。

ここについて何かありますか。

高橋委員

7月16日の定例会10時からということですが、その後に総合教育会議はありますか。

教育部参事

7月は総合教育会議は開催しないということで考えております。今回、適正規模適正配置の件でパブリックコメントが8月13日までなので、いろんな意見が出ると思います。その意見にどう対応するかというのを庁内の組織で検討した後、総合教育会議のほうに諮りたいと考えており、現段階の予定でございますが、9月2日月曜日午後1時からということでの計画であります。そのときにパブリックコメントに対する対応の方法等について協議調整をいただくということになります。なお、正式に決まりましたら早目に皆さんにお知らせをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたいと思います。

教育長

以上のような日程だそうです。よろしいですか。

ほかにございますか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議ないようですので、日程等については、このとおりお願いいたします。

全体含めて何か連絡等も含めてですが、ございましたらお願いいたします。

委員の方からは特によろしいですか。

事務局からは特に、何か。

教育総務課長

定例会についてですが、これまでも年2回程度、この場だけではなく、教育委員会で所管している施設等を見学しながら、その施設の中で開催してございましたので、委員の皆様でどこかこの施設を見学したいとか、そういったものがございましたら、後ほど私のほうにお話をいただければと思います。

もう一つが、毎年先進地視察研修を実施してございます。例年10月下旬から11月上旬にかけてということでやってございますので、そちらについても、こういうところを見てみたいというようなことがございましたら、私のほうに、次回までにお話をいただければと思います。

なお、今、事務局で考えてございますのは、去年、荒明委員からあった五百川のコミュニティスクールの関係、もう一つが、新潟県の湯沢というところが、幼・小・中連携というのを施設一体

型でやっているというようなものもございます。

また、昨年、意見上がった茨城県の笠間ですとか、そういったところを事務局では考えてございますので、なお委員の皆様にはご検討いただきまして、次回、7月の定例会のほうでお話をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長

今、事務局よりありましたが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

特に先進地で希望があれば次回ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会定例会閉じたいと思います。

大変お疲れさまでした。

終了時刻ですが、午後の12時2分ということでお願いいたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後12時02分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長